

2 - 1 0 財団法人むつ小川原漁業操業安全協会

(1) 法人の概要

(平成 17 年 6 月 1 日現在)

理 事 長	古川 健治	県所管部課名	農林水産部 水産振興課	
設立年月日	昭和 58 年 10 月 19 日	基本財産	1,598,000 千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	日本原燃株式会社		1,000,000 千円	62.6%
	青森県		500,000 千円	31.3%
	基本金組入額		98,000 千円	6.1%
組 織 構 成	区 分	人 数	うち常勤	備 考
	理 事	1 1 名	名	
	監 事	2 名	名	
	職 員	2 名	1 名	
	業 務 内 容			
むつ小川原港に出入港する船舶による漁業被害の発生を防止し、漁業操業の安全確保を図るための啓発指導、情報連絡及び調査研究、当該船舶による漁業被害に対する救済金等の給付、当該船舶による漁業被害の解決に必要な交渉の援助、漁業の振興を図るための助成等				
経営状況 (平成 16 年度)	当期収入	39,521 千円	(その他参考)	
	当期支出	40,966 千円		
	(うち事業費	25,439 千円)		
	当期収支差額	1,445 千円		

(2) 沿革

むつ小川原港周辺海域においては、同港の建設以前から地元漁業者等により多種多様の漁業が営まれてきたところであり、同港の建設に伴い漁業操業の安全に対する危惧が生じたことから、将来にわたって永続的に同港周辺海域における漁業操業の安全を確保し、漁業者の生活の安定を図るため、県から 5 億円の出資を受け、昭和 5 8 年 1 0 月に当法人が設立された。

平成 5 年 3 月に、漁業操業の安全確保及び漁業の振興等を図ることを目的として日本原燃株式会社から 1 0 億円の寄付を受け、基本財産に組み入れるとともに、寄附行為の目的及び事業に「漁業の振興を図るための助成」が追加された。

(3) 課題と点検評価

ア 役割

当法人は、むつ小川原港周辺海域における漁業操業の安全確保及び漁業被害の救済を図ることを目的に設立されたが、その後、日本原燃株式会社からの寄附を受け、漁業の振興を図ることが当法人の目的に加わった。

むつ小川原港に出入港する船舶による漁業被害は、当法人の設立以来 5 件しか発生しておらず、その結果として、当法人の現在の主な事業は、設立当初の目的である同港周辺海域の漁業操業の安全確保及び漁業被害の救済を図ることよりも、漁業の振興を図ることが中心となっている。

当法人は、漁業の振興を図るための事業として漁業振興対策助成事業を実施し、漁業関係団体が行う事業に対し助成しているが、昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「漁業振興対策助成事業の一部に見られる設立目的に合致しない活動を見直すこと」を求められていた。

これについては、当法人から「設立目的に合致しない漁業振興対策助成事業については、今後、所管課及び理事会等と協議の上、改善に努めたい」との回答があったので、今後の改善に期待したい。

また、昨年度の青森県公社等経営評価委員会からは、「漁業被害対策以外の目的には極力助成金を使わないという原則を守ることが必要である。該当事業が無かった場合は基金に組み込む（貯める）ことや公益信託などの方法がある。」との提言を受けている。

これについては、当法人から「寄附行為に基づいて、漁業被害対策や事故の未然防止、安全確保のための啓発普及事業、漁業振興のための助成事業を行っている。」との回答があった。

当法人の回答は、「漁業振興のための助成事業は、当法人の寄附行為に基づいて行っているものであり、当法人の寄附行為には、漁業被害対策以外の目的には極力助成金を使わないという原則はない。」との趣旨であると推察される。

しかし、昨年度の青森県公社等経営評価委員会においても、漁業振興のための助成事業が寄附行為に基づいて行われていることは承知していたものであり、この提言の真意は、「当法人の設立当初の目的は、むつ小川原港周辺海域の漁業操業の安全確保と漁業被害の救済を図ることにあるので、漁業被害が発生していないことを理由に当該年度の基本財産の運用収入の大部分を漁業振興対策助成事業に充ててしまうのではなく、漁業被害が発生した場合の救済に支障が生じることのないよう、留保しておくべきである。」という点にある。

当法人は、日本原燃株式会社からの寄附金の運用収入の80パーセントを漁業振興助成事業に充当することとしているが、漁業振興助成事業の対象事業を十分に精査した上で、真に漁業振興が図られる事業のみに助成することとし、残額は災害積立金として積み立て、大規模な漁業被害に備えるような運用を期待したい。

イ 経営状況

平成16年度の当期収支差額は、144万円の赤字となっているが、これは、財政調整積立金450万円を積立てたことによるものであり、当法人の経営状況は、概ね良好である。

しかし、当法人の中長期経営計画書によると、平成18年度以降、当法人の主な収入源である基本財産の運用収入が国債が満期を迎えることにより減少する計画となっており、事業費及び運営経費の見直しが必要となっている。

ウ 業務執行状況

当法人は、安全対策事業、救済助成事業及び漁業振興対策助成事業の3つの事業を実施しているが、平成16年度においては、漁業振興対策助成事業費が全事業費の99パーセント以上を占める状況となっている。

当委員会は、この漁業振興対策助成事業について過去3年間の執行状況を調査したところ、助成先及び助成額がほぼ固定しているという状況が確認された。

この点については、既に昨年度の青森県公社等経営評価委員会から「現状では実施した事業の効果が曖昧であることから、これを評価し公表することを求める」との提言を受けているとおり、このような状況が続くと当法人からの助成金が非効率的に使われるおそれがあることから、実施事業を評価し、公表することは重要な意味を持つと考える。

この提言については、当法人から「要綱案を作成したところであり、今後、理事会に諮り、実施したい」との回答があったことから、速やかに実施されることを期待する。

また、助成に当たっては、漁業関係団体への機械的な配分にならないよう、毎年度、実施事業を精査し、真に漁業振興につながるような事業に助成していく必要がある。

当法人は、現在、専任の職員1名で業務の執行が行われているが、この点について、昨年度の青森県公社等経営評価委員会から「本法人の将来的な組織の在り方として漁業被害対策事業そのものは必要であるが、専任者1人という組織が独立して存在する意味が薄いと認識していることから、事業は存続させて、組織は別団体と統合して合理化するという方法も考慮すべき時期にきているのではないか」との提言を受けている。

これについては、当法人から「当法人は、内外の厳しい財政状況を受け、合理化を図った結果、専任者1人の体制となったところであり、借金や負債もなく、また、県等からの補助金等も受けておらず、健全に経営している。今後とも、より効率的な運営を保てるような組織体制を理事会に諮り、検討していきたい」との回答があった。

当委員会が確認したところでは、専任の職員は六ヶ所村役場内におり、事務局長は青森県漁業協同組合連合会（事務所：青森市）の専務理事が兼務しているため、専任の職員は、週に1回程度、青森市まで出張している状況にある。確かに、当法人には負債がなく、また、県からの補助金も受けておらず、現在のところ財務面においては健全な経営が行われているものの、内部統制及び業務の効率性という観点から見ると、当法人の現在の組織体制には問題があると言わざるを得ない。また、職員が長期間同一の職務に従事する場合には、職務遂行上のモラルとモチベーションの低下を招きやすく、また、職員に事故等があった場合に当法人の運営が立ち行かなくなる恐れがあるなどの弊害もある。

したがって、経営財務面において健全であることを理由に現在の体制を肯定することなく、当法人の回答にあるように、今後とも、内部統制の取れたより効率的な運営を保てるような別団体との統合も含めた組織体制を理事会に諮り、検討していただきたい。

（４）当法人に対する提言

点検評価結果を踏まえ、当法人が将来にわたってむつ小川原港周辺海域における漁業操業の安全確保及び漁業被害の救済並びに漁業の振興を図るという役割を適切に果たすことができるよう、当委員会は、次のとおり提言する。

ア 統合等による内部統制の充実強化及び業務執行の効率化

専任者1人という現在の組織体制については、内部統制の観点からは問題があり、また、業務執行の効率性の観点からも不十分であるので、別団体と統合するなど、内部統制の充実・強化と業務執行の効率化を図っていくこと。

イ 漁業振興対策助成事業における実施事業の精査

漁業振興対策助成事業における漁業関係団体への助成に当たっては、単なる機械的な配分にならないよう、毎年度、実施事業を精査し、真に漁業振興につながるような事業に助成していくこと。

最後に、水産業は、本県にとって重要な産業であり、漁業振興を目的の一つとする当法人に期待される役割は大きいことから、漁業振興対策助成事業における漁業関係団体への助成に当たっては、県の漁業振興施策と連携した効果的かつ効率的な助成に努めて欲しい。

